

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【公表番号】特表2002-534479(P2002-534479A)

【公表日】平成14年10月15日(2002.10.15)

【出願番号】特願2000-593329(P2000-593329)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/10	(2006.01)
A 6 1 P	1/14	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/22	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	39/395	D
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	1/10	
A 6 1 P	1/14	
A 6 1 P	43/00	
A 6 1 K	37/24	

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 胃腸の低運動性障害の処置のための医薬の製造におけるニューロトロフィン-3の使用。

【請求項2】 ヒト患者の処置のための医薬の製造における、請求項1に記載の使用。

【請求項3】 前記ニューロトロフィン-3が組換えニューロトロフィン-3である、請求項1~2のいずれか1項に記載の使用。

【請求項4】 前記組換えニューロトロフィン-3が組換えメチオニルヒトニューロトロフィン-3である、請求項3に記載の使用。

【請求項5】 前記処置が、被験体の体重1kgあたり25~500μgの前記組換えメチオニルニューロトロフィン-3を投与することによりもたらされる、請求項4に記載の使用。

【請求項6】 前記処置が、被験体の体重1kgあたり100~300μgの前記組換えメチオニルニューロトロフィン-3を投与することによりもたらされる、請求項5に記載の使用。

【請求項7】 前記医薬が、皮下投与のためのものである、請求項6に記載の使用。

【請求項8】 前記医薬が、皮下に移植された徐放デバイスによる投与のためのものである、請求項7に記載の使用。

【請求項9】 前記医薬が、経口投与のためのものである、請求項6に記載の使用。

【請求項 10】 前記医薬が、無痛注入デバイスを使用する注入のためのものである、請求項 6 に記載の使用。

【請求項 11】 前記胃腸の低運動性が急性便秘症である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 12】 前記急性便秘症が整形外科的手術、婦人科学的手術、胸の手術、または泌尿器科学的手術と関連するか、あるいは冠状動脈疾患集中治療病棟または集中治療室において発症する、請求項 11 に記載の使用。

【請求項 13】 前記胃腸の低運動性が慢性便秘症である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 14】 前記慢性便秘症が、腸のニューロパシー、パーキンソン病、多発性硬化症、アヘン鎮痛剤の慢性使用、刺激反応性腸症候群、または入院患者の便秘症である、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 15】 前記慢性便秘症が脊髄損傷と関連する、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 16】 前記慢性便秘症が対麻痺または四肢麻痺と関連する、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 17】 胃腸の低運動性障害の処置のための組成物であって、ニューロトロフィン - 3 を含む、組成物。

【請求項 18】 ヒト患者の処置に適している、請求項 17 に記載の組成物。

【請求項 19】 前記ニューロトロフィン - 3 が組換えニューロトロフィン - 3 である、請求項 17 または 18 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 20】 前記組換えニューロトロフィン - 3 が組換えメチオニルヒトニューロトロフィン - 3 である、請求項 19 に記載の組成物。

【請求項 21】 前記処置が、被験体の体重 1 kgあたり 25 ~ 500 μg の前記組換えメチオニルニューロトロフィン - 3 を投与することによりもたらされる、請求項 20 に記載の組成物。

【請求項 22】 前記処置が、被験体の体重 1 kgあたり 100 ~ 300 μg の前記組換えメチオニルニューロトロフィン - 3 を投与することによりもたらされる、請求項 21 に記載の組成物。

【請求項 23】 前記組成物が、皮下投与に適している、請求項 22 に記載の組成物。

【請求項 24】 前記組成物が、皮下に移植された徐放デバイスによる投与に適している、請求項 23 に記載の組成物。

【請求項 25】 前記組成物が、経口投与に適している、請求項 22 に記載の組成物。

【請求項 26】 前記組成物が、無痛注入デバイスを使用する注入に適している、請求項 22 に記載の組成物。

【請求項 27】 前記胃腸の低運動性が急性便秘症である、請求項 17 に記載の組成物。

【請求項 28】 前記急性便秘症が整形外科的手術、婦人科学的手術、胸の手術、または泌尿器科学的手術と関連するか、あるいは冠状動脈疾患集中治療病棟または集中治療室において発症する、請求項 27 に記載の組成物。

【請求項 29】 前記胃腸の低運動性が慢性便秘症である、請求項 17 に記載の組成物。

【請求項 30】 前記慢性便秘症が、腸のニューロパシー、パーキンソン病、多発性硬化症、アヘン鎮痛剤の慢性使用、刺激反応性腸症候群、または入院患者の便秘症である、請求項 29 に記載の組成物。

【請求項 31】 前記慢性便秘症が脊髄損傷と関連する、請求項 29 に記載の組成物。

【請求項 32】 前記慢性便秘症が対麻痺または四肢麻痺と関連する、請求項 31 に記載の組成物。